

設計業務委託契約書（案）

令和 年 月 日

発注者 伊丹市昆陽1丁目1番地2
伊丹市上下水道局
伊丹市上下水道事業管理者 大西 俊己

受注者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

次の事業（以下「本事業」という。）に係る委託業務（以下「委託業務」という。）について、発注者と受注者は、両者間で締結された本事業に係る基本協定書（以下「基本協定」という。）を踏まえ、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって公正な設計業務委託契約（以下「設計契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により設計契約記載の委託業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

本事業名	伊丹市配水本管設計施工一括方式更新事業
委託業務名	本事業に係る詳細設計その他の要求水準書等に定める対象施設の設計業務
履行場所	伊丹市 一円
履行期間	着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日
業務委託料	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
契約保証金	(契約保証の種類が5、6、7の場合は、免除と記入する。)
契約保証の種類	1. 現金 2. 有価証券 3. 銀行等の金融機関の保証 4. 前払金保証事業会社の保証 5. 公共工事履行保証証券による保証 6. 履行保証保険による保証 7. 契約保証免除 (該当する番号に○をする。)
特記事項	

(総則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、基本協定及び設計契約に基づき、要求水準書等（本事業に係る実施方針、募集要項、要求水準書、事業者からの質疑に対する回答書（以下それぞれ「実施方針」「募集要項」「要求水準書」「質問回答書」という。）、本事業に係る事業者提出資料（本事業に係る提案書を含み、以下「事業者提出資料」という。）その他設計契約の条件となったものをいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び本市条例等を遵守し、設計契約等（設計契約及び要求水準書等を総称していう。以下同じ。）により発生する義務を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書記載の委託業務を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、設計契約の目的物（要求水準書に定める設計成果物を意味し、以下「成果物」という。）を引き渡す義務を負い、発注者は、頭書記載の業務委託料（以下「業務委託料」という。）を設計契約に記載する期限以内に支払う義務を負うものとする。
 - 3 受注者は、要求水準書及び契約条件に明示されていない事項でも委託業務の履行に当然必要なものであれば、発注者の指示によらなければならない。
 - 4 委託業務を完了するための一切の手段については、設計契約等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の協議がある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 5 設計契約に基づく義務の履行（以下「履行」という。）に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 設計契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
 - 8 設計契約等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
 - 9 設計契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 設計契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、伊丹簡易裁判所又は神戸地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 11 設計契約において定める違約金、遅延損害金、遅延利息又は延滞金（以下「損害金等」という）は、設計契約に特別の定めのある場合を除き、業務委託料（設計契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額とする。
 - 12 損害金等の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
 - 13 発注者は、契約保証金があるときは、それを損害金等に充当することができる。
 - 14 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、設計契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った設計契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う設計契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
 - 15 基本協定、設計契約及び要求水準書等の内容に齟齬がある場合、基本協定、設計契約、質問

回答書、要求水準書、募集要項、事業者提出資料の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者及び受注者が協議の上、事業者提出資料の内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については事業者提出資料が要求水準書に優先するものとする。

(秘密の保持等)

- 第1条の2 受注者は、履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 3 受注者は、発注者の承諾なく、設計契約の履行を行う上で得られた情報（設計契約等に記載された内容を含む。）及びデータ等を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。
 - 4 前3項の規定は、設計契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
 - 5 受注者は、前4項の規定に違反した場合には、業務委託料（設計契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(不当要求等)

- 第1条の3 受注者は、履行の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 暴力団等（伊丹市暴力団排除条例(平成24年伊丹市条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。
 - 二 履行するために受注者が使用している下請負人又は再委託者（以下本条において「下請負人」という。）が暴力団等から履行妨害又は不当要求を受けた場合は毅然として拒否し、速やかに受注者にその旨の報告をするよう下請負人を指導し、かつ、下請負人から当該報告を受けた場合はその旨を速やかに発注者に報告するとともに、所管の警察署に届け出ること。

(指示等の書面主義)

- 第2条 設計契約に定める指示、催告、請求、通知、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第2条の2 前条の規定にかかわらず、発注者が認めるときは、書面により行わなければならないとされている指示等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければ

ならない。

(業務工程表の提出)

第3条 受注者は、設計契約締結後14日以内に要求水準書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 設計契約の他の条項の規定により履行期間又は要求水準書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「設計契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、設計契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

三 設計契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 設計契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 設計契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 5 条 受注者は、設計契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同様。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第 6 条 受注者は、成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現の為にその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、第 1 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、また、成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第 7 条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が要求水準書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が要求水準書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、委託業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

- 5 発注者は、第3項本文により承諾をした場合であっても、当該第三者が履行につき著しく不適當であると認められる場合には、受注者に対して、当該第三者の変更を求めることができる。
この請求は、理由を付した書面によらなければならない。
- 6 受注者は、第3項により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合には、業務を行う第三者の行為について、発注者の承諾の有無にかかわらず、全ての責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(生成AIの利用に関する保証)

第8条の2 受注者は、業務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、発注者に対し、業務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成AIへの入力及び出力結果)

第8条の3 受注者は、業務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、業務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として発注者に提出してはならない。

(調査員)

第9条 発注者は、調査員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査員を変更したときも、同様とする。

- 2 調査員は、設計契約の他の条項に定めるもの及び設計契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査員に委任したもののほか、要求水準書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する委託業務に関する指示
 - 二 設計契約及び要求水準書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 設計契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

四 委託業務の進捗の確認、要求水準書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の調査員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査員の有する権限の内容を、調査員に設計契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が調査員を置いたときは、設計契約に定める書面の提出は、要求水準書に定めるものを除き、調査員を経由して行うものとする。この場合においては、調査員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が調査員を置かないときは、設計契約に定める調査員の権限は、発注者に帰属する。

(管理技術者)

第10条 受注者は、委託業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、設計契約の履行に関し、委託業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びに設計契約の解除に係る権限を除き、設計契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第11条 受注者は、要求水準書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第12条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 受注者が委託業務の履行に必要な調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。

この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第 14 条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 7 条第 3 項の規定により受注者から委託業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 15 条 受注者は、要求水準書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。なお、当該報告には、要求水準書所定の報告書の作成及び提出を含むものとする。

(貸与品等)

第 16 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他委託業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、要求水準書に定めるところにより、委託業務の完了、要求水準書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは棄損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(要求水準書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第 17 条 受注者は、委託業務の内容が要求水準書又は発注者の指示若しくは発注者・受注者間の協議の内容に適合しない場合において、調査員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

ない。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、委託業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 要求水準書等の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること
- 三 要求水準書等の表示が明確でないこと
- 四 履行上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- 五 要求水準書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知ができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、要求水準書等の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により要求水準書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等及び指示等の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、要求水準書等又は委託業務に関する指示等の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第 20 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落磐、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責に帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が委託業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、委託業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、委託業務の中止内容を受注者に通知して、委託業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、第2項の規定により委託業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が委託業務の続行に備え委託業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託業務に係る受注者の提案)

- 第21条 受注者は、要求水準書等又は委託業務に関する指示等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づきこれらの変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等又は委託業務に関する指示等の変更を受注者に通知するものとする。
 - 3 発注者は、前項の規定により要求水準書等又は委託業務に関する指示等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

- 第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この委託業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により委託業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第23条 受注者は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、設計契約の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
 - 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第25条 履行期間の変更については、発注者・受注者間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 23 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第 26 条 業務委託料の変更については、発注者・受注者間で協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 設計契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者・受注者間で協議して定める。

（臨機の措置）

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他委託業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第 28 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託業務を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 29 条 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（要求水準書に定めるところにより付された

保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 委託業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、委託業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、第1項に基づき受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者・受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 成果物の引渡し前に、天災等（要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者・受注者双方の責に帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に従事する委託業務の出来形部分（以下本条及び第44条において「委託業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び要求水準書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（委託業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の委託業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 委託業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修

繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「業務委託料の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える要求水準書等の変更)

第 31 条 発注者は、第 8 条、第 17 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 27 条、第 28 条、前条、第 34 条又は第 40 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者・受注者間で協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 32 条 受注者は、委託業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、委託業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって委託業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、委託業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を委託業務の完了とみなして前 4 項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第 33 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託

料を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における成果物の使用）

- 第34条 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（部分払）

- 第35条 受注者は、設計契約その他の条件により部分払が認められている場合には、委託業務の完成前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、発注者の予算又は次条に定める支払限度額の範囲内において、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、発注者から受注者への部分払金の支払いは、部分払いの請求回数にかかわらず、各会計年度につき1回とする。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた会計年度内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託料相当額は、発注者・受注者間で協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務委託料相当額 $\times 9/10$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（継続費に係る契約の特則）

- 第36条 継続費に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下

「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前二項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。この場合発注者は、受注者に通知しなければならない。

(継続費に係る契約の部分払の特則)

第 37 条 継続費に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について、発注者が必要があると認めたときは、部分払を請求することができる。ただし、設計契約を締結した会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回

(部分引渡し)

第 38 条 成果物について、発注者が要求水準書その他の方法において委託業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の委託業務が完了したときについては、第 32 条中「委託業務」とあるのは「指定部分に係る委託業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 33 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 32 条中「委託業務」とあるのは「引渡部分に係る委託業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 33 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前 2 項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、発注者・受注者間で協議して定める。ただし、発注者が前 2 項において準用する第 33 条第 2 項の規定による請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(第三者による代理受領)

第 39 条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 38 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(業務委託料の不払に対する受託者の業務中止)

第 40 条 受注者は、発注者が第 38 条において準用される第 33 条第 2 項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、委託業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が委託業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 41 条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 42 条 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、次条又は第 44 条の規定によるほか、必要があるときは、設計契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により設計契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 43 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは設計契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が設計契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 管理技術者を配置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第 41 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、設計契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 44 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに設計契約を解除することができる。

- 一 第 5 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 正当な理由なく、委託業務に着手しないとき。
- 三 設計契約の成果物を履行期間内に完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者が設計契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第 46 条又は第 47 条の規定によらないで設計契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員

又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十一 第1条の3第1項から第3項のいずれかに違反したとき。

十二 第51条の2第1項各号のいずれかに該当するとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第45条 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第46条 受注者は、発注者が設計契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、設計契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が設計契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに設計契約を解除することができる。

一 第19条の規定により要求水準書等又は委託業務に関する指示等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6箇月を超えるときは、6箇月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3箇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 48 条 第 46 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 49 条 発注者は、前項の規定にかかわらず、設計契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

2 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 50 条 受注者は、設計契約が委託業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、設計契約が委託業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する委託業務の出来形部分（第 38 条第 1 項又は第 2 項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第 7 条第 3 項の規定により、受注者から委託業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

一 委託業務の出来形部分に関する撤去費用等

設計契約の解除が第 43 条、第 44 条又は次条第 3 項によるときは受注者が負担し、第 42 条、第 46 条又は第 47 条によるときは発注者が負担する。

二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等受注者が負担する。

4 第 2 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する委託業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、設計契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 6 委託業務の完了後に設計契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に委託業務を完了することができないとき。
 - 二 設計契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し後に設計契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、当該違約金の支払い後、なお賠償されるべき損害が存在する場合、発注者は前項に基づきその損害賠償を請求することができる。
- 一 第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し前に設計契約が解除されたとき。
 - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が設計契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が設計契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第44条第8号及び第10号の規定により、設計契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている

ときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 51 条の 2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（設計契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、当該違約金の支払い後、なお賠償されるべき損害が存在する場合、発注者は前条に基づきその損害賠償を請求することができる。

一 設計契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、設計契約に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、設計契約が、当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 設計契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 52 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が設計契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでな

い。

一 第 46 条又は第 47 条の規定により設計契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第 33 条第 2 項（第 38 条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 53 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 32 条第 3 項又は第 4 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が要求水準書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第 54 条 受注者は、要求水準書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(契約外の事項)

第 55 条 設計契約に定めのない事項、又は発注者と受注者の間に疑義が生じたときは、法令（伊丹市及び伊丹市上下水道局の関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて発注者・受注者間で協議して定める。